

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第43号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年4月2日 15時10分ごろ
発生場所	佐賀県伊万里市伊万里鉄鋼センタードルフィン棧橋北西方沖 伊万里市所在の伊万里港釘島防波堤灯台から真方位342°1,700m付近 (概位 北緯33°19.9' 東経129°49.8')
事故等調査の経過	平成25年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 晃祥丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132744、晃祥海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	推進器翼先端に曲欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約2.8mの喫水で伊万里鉄鋼センタードルフィン棧橋（以下「本件棧橋」という。）において、離棧作業中、西方からの風に圧流され、平成25年4月2日15時10分ごろ本件棧橋北西方の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約12m/s 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、本件棧橋での離着棧操船経験が年に5～10回程度あり、本事故発生場所付近の水深を確認していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、伊万里市の本件棧橋で離棧作業中、西方からの風に圧流されたことから、本件棧橋北西方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、伊万里市の本件棧橋で離棧作業中、西方からの風に圧流されたため、本件棧橋北西方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・離着棧作業を行う際は、風を考慮した操船を適切に行うこと。